

# 上下水道料金

お問い合わせ先／役場水道課 電話 0859-54-5204

上下水道料金の消費税率は、10月中に使用した使用分（11月請求分）から10%に引き上げます。

※表示単価は、消費税込みの金額で単位は円です。

※料金を計算後、円未満を切り捨てた額を請求いたします。

## 【上水道】（1ヶ月分）

基本料金（使用水量 8 m <sup>3</sup> まで）								
口径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm
料金（円）	880.00	886.60	898.70	955.90	1,012.00	1,317.80	1,534.50	1,684.10

超過料金（1 m <sup>3</sup> あたり）		
使用水量	9~100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> ~
料金（円）	154.00	171.60



## 【開拓専用水道】（1ヶ月分）

### 合併前の中山町の給水区域

基本料金（使用水量 15 m <sup>3</sup> まで）		
口径	13 mm	20 mm
料金（円）	675.40	785.40

超過料金（1 m <sup>3</sup> あたり）		
使用水量	16~50 m <sup>3</sup>	51 m <sup>3</sup> ~
料金（円）	117.70	130.90

### 合併前の名和町の給水区域

基本料金（使用水量 15 m <sup>3</sup> まで）	
口径	13 mm
料金（円）	812.90

超過料金（1 m <sup>3</sup> あたり）		
使用水量	16~50 m <sup>3</sup>	51 m <sup>3</sup> ~
料金（円）	124.30	149.60

## 【下水道】（1ヶ月分）

一般家庭（世帯割 + 世帯員割）		
区分	世帯割（1世帯あたり）	世帯員割（1人あたり）
料金（円）	2,095	524

事業所（基本料金 + 超過料金）		
区分	基本料金（10 m <sup>3</sup> まで）	超過水量（1 m <sup>3</sup> あたり）
料金（円）	2,095	144



## ■部落用公民館・集会所（1か年分）

### 【上水道】【開拓専用水道】

世帯戸数	30戸未満	30戸~49戸	50戸~69戸	70戸以上
料金（円）	2,829	4,714	6,600	9,429

### 【下水道】

世帯戸数	30戸未満	30戸~49戸	50戸~69戸	70戸以上
料金（円）	3,143	5,238	7,333	10,476